

あおたけ

まきび病院家族会機関紙 事務局
〒710-1301 岡山県倉敷市真備町箭田 2387
Tel (086) 698-6511 第198号 2019.5
ホームページアドレス <http://www.ne.jp/asahi/m/0/aotake/>

3 月年間総括のご報告

3月21日(木)、あおたけの間にて年間総括を行いました。この日は5名の会員さんにご参加いただき、1年の活動を振り返りながら、現在のみなさんの関心事について話し合いました。

「精神の病気を持っていると、入れる生命保険がなかなかない」という話題から、「生まれつきの障がい(知的障がい)や、見た目でわかる障がい(身体障がい)と比べると、精神障がいは制度の対象や優遇などの面でも差があるように思う」「待合室なんかで話をしてみると、そういうことに全然関心のない人もいる」「そういう問題に対して何か大きな運動が起こせたらいいのだろうけど、波風立たないよう、何事もなく日々が流れたらいいという人もいるし」「岡山県の県民性・地域性もあるかもしれないが、自分の主張を前に出される人があまりいない。岡山の人柄もよくて、協調性もある人が多いので、大きな運動でも方向性が決まれば、一致団結して動いていけるのでは…」といった話が挙がりました。



5月の定期総会記念講演についても検討し、「重度心身障がい者医療費助成制度」をテーマに、岡山けんかれんの方に講師を依頼してみることにしました。(5月総会の詳細については、別紙をご参照ください)

4 月役員会・定例会のご報告

4月18日(木)、あおたけの間にて午前中に役員会を、午後から定例会を行いました。

午前中の役員会では、2018年度の事業報告・決算報告、2019年度の事業計画案・予算案について、役員のみなさんに検討していただきました。

支出面については「昨年の豪雨災害後、真備のお店も少しずつ営業再開しているようなので、真備町のお店への貢献という意味も込めて、会議費(お茶菓子代など)をもう少し使ってもいいのではないか」といった意見や「家族会全国大会や中国ブロック大会などに参加し、研修費もしっかり使ってほしい」といった意見が挙がりました。



午後からの定例会では、午前中の役員会で話し合われた内容を踏まえながら、2019年度の事業計画案についてさらに検討を深めました。

その中でも特に「社会福祉協議会」が話題に挙がりました。「社協」という言葉で耳にされる方も多いかと思いますが、「社会福祉協議会と精神障がい者のかかわりについて知りたい」「社協の人を講師に呼んで勉強会をするのはどうか」といった意見が出ました。

※6月以降の予定については、総会終了後に発送予定の『あおたけ特別号』にてお知らせさせていただきますので、ご確認ください。



あおたけ

まきび病院家族会機関紙 事務局
〒710-1301 岡山県倉敷市真備町箭田 2387
TEL (086) 698-6511 特別号 2019.5
ホームページアドレス <http://www.ne.jp/asahi/m/0/aotake/>

《第31回定期総会のご報告》

5月16日(木)13時30分から、マインドホールにて第31回定期総会を開催しました。8名の会員さんにご出席いただき、2018年度事業報告・決算報告、2019年度事業計画案・予算案について討議し、いずれも承認されました。

 2019年度事業計画を送付させていただきますので、ご確認ください。総会資料が必要な方はお手数ですが、家族会事務局までご連絡ください。

記念講演

14時からの記念講演では、岡山県精神障害者家族会連合会(岡山けんかれん)の岸和秀氏、雨宮悦恵氏を講師としてお招きし、ご講演いただきました。

まず、岸氏(サポートセンターかけはし管理者)から『重度心身障害者医療費公費負担制度』についてお話していただきました。

医療費の助成制度としては『自立支援医療(精神通院)制度』を利用されている方が多いと思いますが、これは精神科の外来通院にのみ適用される制度で、精神科の入院治療や他科での通院治療は対象外となります。

『重度心身障害者医療費公費負担制度』は、重度障がい者の医療費負担を減らすため、どの診療科にかかってもそれに必要な自己負担金が助成の対象

となる制度です。しかし、受給要件となる障がいや等級は各自治体によって異なり、岡山県では身体、知的障がい者への適用にとどまり、精神障がいは制度の対象になっていません。

※精神障がいの手帳保持者に対して何らかの助成を行っている都道府県は、平成30年2月時点で27道府県。中国5県で精神障がい対象になっていないのは岡山県と広島県のみです。

精神疾患を持たれている方は、糖尿病などを併発している場合や、加齢とともに他の身体疾患の治療が必要となってくることもあり、そうした医療費はご本人、ご家族にとって大きな負担となっています。

こうした現状も踏まえ、岡山市では、岡山市家連から岡山市長への要望書の提出、市議会や岡山市保健福祉局長への要望や説明を行うなどの活動を続け、2019年12月より改正条例が施行され、『重度心身障害者医療費公費負担制度』の受給要件に精神障がい(手帳1級保持者)も対象として適用される方向となりました。

岡山けんかれんでも、岡山県及び各県議団に対して陳情を行っていますが、その実現のためには「地域の家族会や当事者会、他の団体などとも連携し、粘り強く声を挙げ続けていくことが必要」とのお話がありました。

会員さんからは、「各市町村から要望

書を出し、県に働きかけていくしかない」「岡山けんかれんには、各市町村を取りまとめる役割を担ってほしい」などの意見が挙がっていました。



次に、雨宮悦恵氏（岡山けんかれん副理事）から『家族による家族学習会』についてお話していただきました。

『家族による家族学習会』とは、精神疾患を患った方の家族を対象にした学習会で、企画・運営するのは専門職などの講師ではなく、精神疾患を患った方の家族であり、同じ体験をしてきた仲間です。学習会は、単に病気に対する理解や知識を深めるだけでなく、「家族自身が元気になること」を目的として行われています。会の企画・運営をする家族を「担当者」と呼び、担当者になるためには岡山けんかれんが行っている担当者研修会を受講する必要があります。

学習会のコースは5日間、時間は1回3時間で、2~3か月かけて行われます。参加者と担当者の顔ぶれは、コースを通して変わりません。岡山県内では昨年、4つの家族会が家族による家族学習会を実施しました。

学習会では『じょうずな対処 今日から明日へ』（発行：地域精神保健福祉機構コンボ）というテキストを活用しながら、参加者で意見や感想を出し合ったり、お互いの体験を共有したりします。病気に対する正しい知識や対応の仕方な



どを学び、お互いの体験を共有する中で、参加者同士のつながりや、新たな気づきを得られる機会となります。

会員さんからは「あおたけの会でも自由討議として、みんなの話を聞いたり、意見を述べたりしている。それと似ているのかな」「こういった学習会が新しい会員さん呼び込みきっかけやヒントになればいいが、最近は新入会の方もほとんどいない。現会員も高齢化しており、参加できるメンバーも固定化している。どうしたらいいか」などの意見が挙がっていました。

《6月定例会のお知らせ》

🌸 6月20日（木）

13:30~ あおたけの間にて
自由討議を行います。

みなさんぜひご参加ください。



《7月以降の予定》

🌸 同封させていただいている2019年度事業計画をご確認ください。

7月、8月の予定については現在調整中のため、詳細につきましては、あおたけ機関紙や外来掲示板でお知らせさせていただきます。

ご不明な点やご意見・ご要望等ございましたら事務局までご連絡下さい。

